

（仮称）西東京市児童発達支援センター整備基本計画〈概要版〉

◎（仮称）西東京市児童発達支援センター整備基本計画の位置付け

西東京市（以下「本市」という。）における、子どもの発達に関するニーズは、加速度的に高まっているところであり、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められている。このことを踏まえ、令和２年度には、障害児又は発達が気になる児童やその家族が地域で安心して暮らせること、及び今後の本市における児童発達支援のあり方を整理することを目的に、「西東京市児童発達支援 ステップアップ・プラン（以下「ステップアップ・プラン」という。）」を策定した。本整備基本計画は、ステップアップ・プランで整理した方向性に基づき、市民のニーズに応えるために設置する（仮称）西東京市児童発達支援センターに係る概要を示すものである。

なお、本整備基本計画の策定をもって、ステップアップ・プランの内容を包含する。

※計画期間：令和3年度～令和6年度

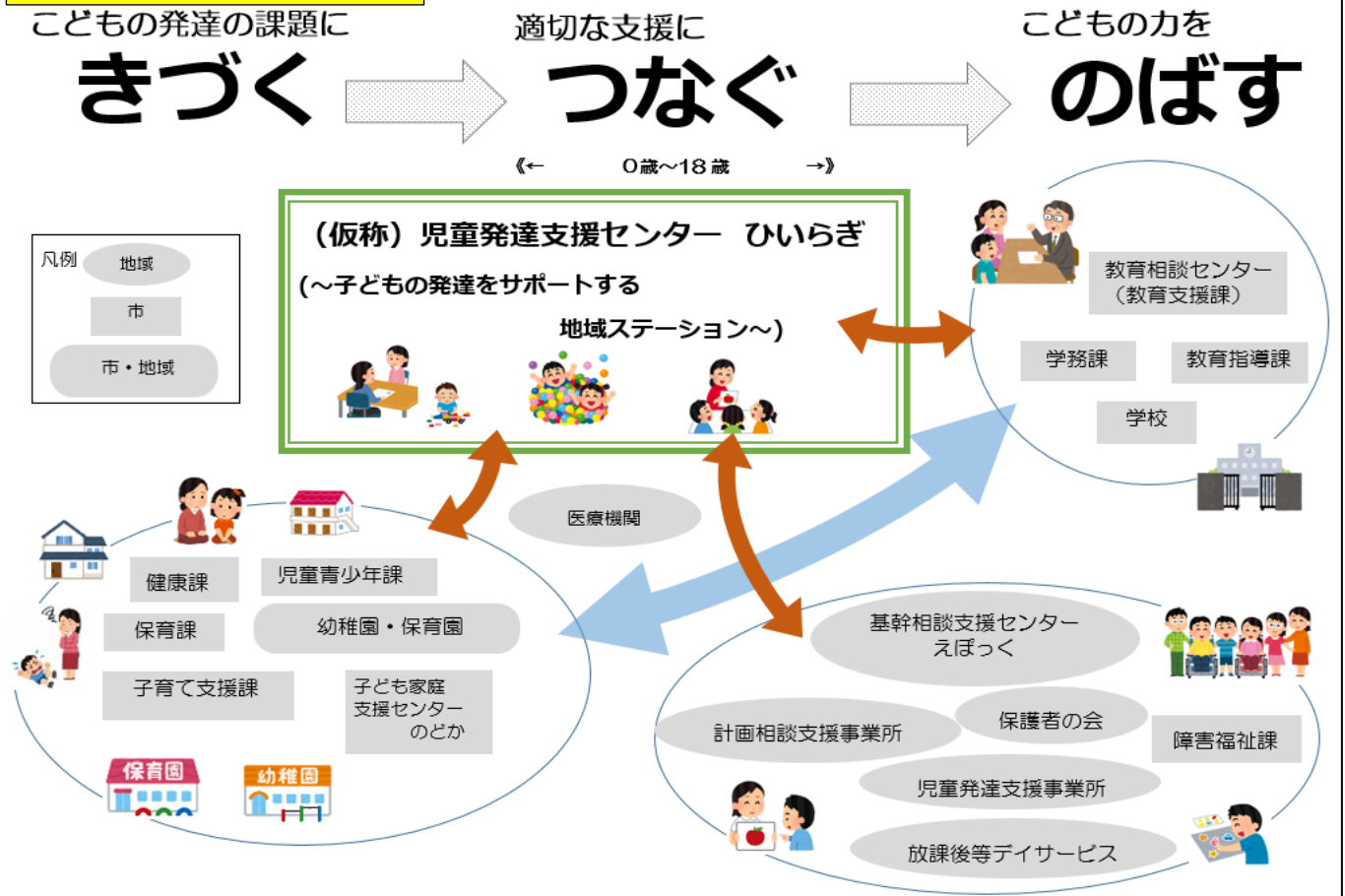
児童発達支援センターの整備方針

◇基本理念「子どもの発達を一緒に考え、地域の中ではぐくむ」
～子どもの発達をサポートする地域ステーション～

◇3つの「サポート」の実現を目指します。

- (1) **不安な気持ちをサポート**……子どもとご家族にタイムリーな支援を目指します。
- (2) **家庭生活をサポート**……家庭の子育てにつながる発達支援を、一緒に考えます。
- (3) **地域とのつながりをサポート**…関係機関と連携し、地域のネットワークを構築し、よりニーズに寄り添った支援を行います。

センターの機能と連携



機能1 相談窓口の整備

- 拡充** (1) 初回相談の体制整備
「気づき」と「安心」を提供する体制を整備（オンライン相談に着手）
 - 拡充** (2) アセスメントの提供
専門的な知見でのアセスメントを実施
 - 拡充** (3) 継続相談の実施
専門機関による療育、ご家庭での実践等を踏まえ、継続した相談環境を提供
 - 拡充** (4) 療育相談の実施
小児神経科医による、適切な相談の実施
 - 見直し** (5) 関係機関との連携
庁内・庁外の関係機関との連携体制の強化

機能2 早期発見からの発達支援と保護者支援

- | | |
|-----|---|
| 見直し | (1) 児童発達支援事業の実施 |
| 新規 | 個々の発達のニーズに合った集団指導の実施 |
| 拡充 | (2) フォローグループ事業の実施 |
| 新規 | 早期支援を促進する事業による保護者の不安
低減 |
| 拡充 | (3) 専門療育事業の実施 |
| | 専門療育スタッフによる個別指導を拡充 |
| 新規 | (4) 保育所等訪問支援事業の実施 |
| | 集団生活適応に係る専門的な支援を必要とする
児の在籍園に訪問し、直接支援を行う。 |
| 拡充 | (5) 保護者支援の充実 |
| | アウトリーチ型の支援の実施 |
| 新規 | (6) 計画相談支援事業の実施 |
| | 保護者と福祉サービス事業者等の調整を行い、
利用計画を策定 |

機能3 関係機関とのつながり

- 拡充** (1) **巡回訪問の実施**
幼稚園・保育園への巡回訪問を計画的に実施
 - 継続** (2) **所属園との連携**
所属園と緊密な連携体制の構築
 - 新規** (3) **連携会議の実施**
庁内・庁外の関係機関との連携推進のために、会議の定期開催
 - 新規** (4) **ケース会議の実施**
個別ケースに対して、関係者や専門家等が意見交換し、より良い支援を検討
 - 継続** (5) **療育の公開**
地域の理解促進、市内の相談支援やサービスの向上のため、センターが実施する療育を広く公開
 - 拡充** (6) **移行支援体制の充実**
円滑な就園・就学に向け、移行支援体制の充実

機能4 地域との関わり

- 拡充** (1) 保護者への寄り添いの拡充
利用しやすいサービスや新たな情報媒体の拡充

継続 (2) 公開講座の実施
市内子育て関係機関の職員を対象に、児童発達支援の知識及び技術の向上に向け、定期的に講座を開催

継続 (3) 出張講座の実施
アウトリーチ型の講座事業を実施

拡充 (4) 市民講座の実施
気軽に参加できる講座事業を実施し、保護者の「気づきの醸成」を進め、センターが身近な存在となるように周知

児童発達支援センター整備スケジュール及び進行管理

- 1 児童発達支援センターの開設時期：令和4年4月（予定）
- 2 児童発達支援センターの名称：（仮称）西東京市児童発達支援センター ひいらぎ
- 3 児童発達支援センターの整備スケジュール
 - ◆令和3年度◆ (1)施設整備 (2)庁内関係部署及び関係機関との連携体制（会議等）を構築
(3)東京都との調整及び手続き (4)市民への周知
(5)関係機関への周知及び連携体制の構築
 - ◆令和4年度◆ (1)センターの運営開始 (2)通所事業の見直し等、新たな事業に着手
(3)新規参入の児童発達支援事業者との連携構築
(4)次年度以降の運営方法の検討（見直し）

4 児童発達支援センターの運営に係る進行管理及び検証

- (1) 健康づくり推進協議会における報告
- (2) 総合教育会議における報告
- (3) 利用者アンケートの実施及び公表
- (4) 第三者機関及びスーパーバイザーによる検証

児童発達支援センターに必要な施設整備等

- 1 医務室・静養室…体調不良時の手当、落ち着く時間が必要となった際に使用
- 2 調理室……………配食による食事指導を提供
- 3 相談室……………計画相談支援事業に係る専用室
- 4 ICT の活用
 - (1) オンライン相談の実施
 - (2) 相談記録の一部電子化